

中期モンテスキューにおける「君主政」概念の形成 (二・完) : 「世界王国」、古代ローマ、イングラ ンド国制

安武, 真隆
関西大学法学部専任講師

<https://doi.org/10.15017/2119>

出版情報 : 法政研究. 65 (2), pp.173-198, 1998-10-21. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

中期モンテスキューにおける「君主政」概念の形成（二・完）

——「世界王国」、古代ローマ、イングランド国制——

安 武 真 隆

はじめに

第一章 古代と現代—ルイ一四世と「世界王国」

第二章 ローマにおける「自由な国家」

第一節 「自由な国家」の「構想」

第二節 「自由な国家」の消滅と「衰退」（以上前号）

第三章 イングランド国制論（以下本号）

おわりに

第三章 イングランド国制論

前章までの検討から明らかかなように、モンテスキューは、古代ローマの歴史的経験を踏まえ、「自由な国家」の「構想」を制度化するものとしての、権力の相互抑制の重要性を認識するに至った。彼によれば、「自由な国家」を維持するには、対外的独立と同時に、国内秩序の中に△不協和の調和▽を保たねばならない。しかし、人間は、ある条件さえ与えられれば、際限なく権力を渴望し、党派争いを引き起こしてしまう。そして、一旦「内戦」状態が生じると、それを嫌悪する人々が、「暴政」を待望し、「隷従の精神」を抱くようになるであろう。以上のような人間の「情念」の発現を未然に防ぐためには、権力をいくつかに分割しそれらを相互に抑制することによって、特定の個人や団体―それが貴族であれ、平民であれ―に権力を集中しうる条件を可能なかぎり排除しなければならない。以上の問題意識に基づき、モンテスキューは、共和国ローマにおける権力の相互抑制△機構▽と、その結果としてもたらされる均衡としての秩序とに着目したのである。

こうした△機構▽論的見地に立ったモンテスキューの眼に、イングランド国制は、権力の配分・相互抑制の巧みさにおいて注目値するものであった。^[1]彼は『法の精神』第一編第六章の冒頭において、イングランド国制には、三つの権力―立法権力・裁判権力・執行権力―が存在し、それらの権力が相互に抑制し合い均衡を生み出すことによって、「自由」が確保される、と主張する。逆に、これらの諸権力が結合することの危険性を、彼は次のように論じる。

「同一の人間あるいは同一の役職者団体における執行権力に立法権力が併合される時、自由は全く存在しない。なぜなら、同一の君主または同一の元老院が暴君的な法を作り、暴君的にそれを執行する恐れがあるからである。」

裁判権力が、立法権力や執行権力と分離されていなければ、自由はやはり存在しない。もしこの権力が立法権力と結合されれば、市民の生命と自由に関する権力は恣意的となろう。なぜなら、裁判役が立法者となるからである。もしこの権力が執行権力と結合されれば、裁判役は压制者の力を持ちうるであろう。

もし、同一の人間、または、有力者あるいは貴族〔あるいは人民〕から構成された同一の団体が、これら三つの権力、すなわち、法を作る権力、公的な決定を執行する権力、犯罪や個人間の紛争を裁判する権力を行使するならば、全ては失われるであろう。』(al.4-6 括弧内、後に付加)

このように、イングランド国制論に見られる彼の「機構」論的視座は、『ローマ人盛衰原因論』におけるのと同様に、「自由」への関心と相関的である。そこで、本章ではまず、彼がイングランド国制論の中で、三権力をどのような相互抑制の関係にあるものとして論じているのかに注目し、次いで、『ローマ人盛衰原因論』における「機構」論的視座を、どのように展開させたのかを確認することにしよう。

周知のように、イングランド国制における権力は、**機能的**には裁判権力、立法権力、執行権力の三つに区別される。しかし、それらの中でも裁判権力は、「個人に対して行使される」ために「人々の間でひどく恐れられ」(al.14, 16)の権威の中でも「憎まれうる」存在とされてきた。以上のことから、モンテスキューは、権力の濫用を避けるために、裁判権力を常設の組織や特定の個人に与えるべきではない、と主張する。³⁾

「裁判権力は、常設的な元老院に与えられるべきではない。それは、必要とされる期間だけ存続する裁判所を構成するために〔アテナイにおけるように〕、一年のある時期に、法に規定された仕方、人民の団体から抽出された人々によって行使されるべ

きである。」(al.13 括弧内原注に記載)

以上の方策によって、イングランドでは、何らかの組織や個人が実体的な権力を握ることなく、裁判権力は「ある意味で無」(al.14, 32)となるのである。⁽⁴⁾したがって、イングランド国制における権力の相互抑制・均衡とは、実質的には、執行権力を担う君主、立法権力を分有する貴族院と庶民院の、三身分間での相互抑制のことである。⁽⁵⁾

「それゆえ、我々の述べている政体の基本的な国制は、次のとおりである。立法府は、二つの部分から構成され、相互的な阻止権能によって、一方が他方を抑制するであろう。両者はともに執行権能によって拘束され、執行権能自体も、立法権能によって拘束されるであろう。

これら三つの権能は、休止または無活動の状態になることがある。しかし、これらの権能は事物の必然的な運動によって進歩を強制されるので、協調して進行せざるをえないであろう。」(al.55-56)

したがって、彼は身分制的な混合政体論の枠組に基づいて、イングランド国制を論じていたとも言えよう。⁽⁶⁾そこで、本稿では、三身分間の抑制・均衡関係に着目することにしよう。

まず、「国家の一般意志」(al.16)とされる立法権能内部における抑制メカニズムを確認しておこう。既に紹介したように、この権能は、人民の代表から構成される団体(庶民院)と、世襲の貴族から構成される団体(貴族院)とに分けられ(al.31-33)、両者はともに、その構成部分全体の一致で集会し、公の事柄を討議することをその任務とする(al.41)。モンテスキューは、庶民院には自ら命令を下すか貴族院などの命令を修正する「制定する権能」が、また、貴族院には庶民院による決議を承認あるいは無効とする「阻止する権能」が付与されていたと指摘する(al.

34-35)。このような権能の配分により、人民の代表団と貴族院とは相互に抑制し合うのである。

次に、立法権力と執行権力との関係について概観しておこう。執行権力は、「公的な決定を執行する権力」(a1.6)であり、「一般意志」を一時的な事柄について執行する権力である (a1.16, 43)。モンテスキューによれば、執行権力は、「ほとんど常に即時の行動を必要とする」ため、一人の君主が担うのが望ましい (a1.36)。しかも、モンテスキューは、執行権力を、立法府が専制化しないための抑制装置として位置づけている。

「執行権力が立法府の企図を抑止する権利を持たないならば、立法府は専制的となろう。なぜなら、立法府は考えうる全ての権力を自己に与えることができるので、他の全ての権力を滅ぼすであろうから。」(a1.42)

執行権力は、立法権力に対して「阻止する権能」を持ち、立法府の開催時期や存続期間について、一定の状況認識に基づいて決定を行う (a1.41-42)。モンテスキューは、立法府の常設を、国家を無政府状態に追いやるものと考えていた (a1.38)。また、立法府は、執行権力を阻止する権能も、執行権力に対して何らかの執行を要求する能動的決議権も持つべきではないとされる (a1.28, 43)。さらに、執行権力の担い手たる君主は、「神聖」でなければならぬため、立法府によって裁判されることもない。

「なぜなら、彼は、立法府が暴政的とならないために国家にとって必要であり、彼が訴追あるいは裁判されると、もはや自由はたちまち存在しなくなるからである。」(a1.45)

もちろん、君主の執行権力に対する制約が皆無なわけではない。イングランド国制が「自由」であるためには、立法府が、適切な頻度で召集されて、執行権力の絶対化を阻止する必要がある (al.38-39)。また、立法権力は、軍隊の支配権を持たないものの、公金の取り立てや陸海軍についての決定を一年ごとに行うことで、常に執行権力が自らに依存した状況を形成する (al.60)。さらに、立法府には、執行権力に対する裁判権はないにしても、検査する権能が認められ、君主以外の大臣などを捜査し、処罰することも可能であった (al.44-46)。加えて、モンテスキューは、貴族院が「一つの規制的権力」として、執行権力と立法権力の双方を抑制することを期待していた (al.32)。

以上のように、モンテスキューは、イングランドを、諸権力が「相互的な抑止権能」を持つことで均衡を形成する国家として描いた。つまり、イングランド国制論は、〈機構〉論的に「自由な国家」の「構想」を説明する点において、『ローマ人盛衰原因論』と連続する問題意識に支えられて執筆された面をもつのである。このことは、次の二点によっても裏付けられるであろう。

第一に、モンテスキューは、『ローマ人盛衰原因論』において平民の暴走を懸念したように、イングランドの人民が権力を濫用することによって「自由な国家」における〈不協和の調和〉が脅かされることを警戒している。彼にとって人民は「自由」に、あるいは放縦に行動すべきではなく、依然として「自由な国家」の「構想」が許容する「法律」によって生きるよう矯正されるべきであった⁽⁷⁾。彼によれば、人民は代表者を選出することのみ統治に参加すべきであり、公務を討議するには不適格であった⁽⁸⁾ (al.24, 28)。人民は一般的指示を代表者に伝え、彼らの代表者が公務を討議する、これが、イングランド国制においてモンテスキューの見出したあるべき立法権力の姿であった。

さらに、庶民院に対する貴族院の「阻止する権能」にも明らかなように、モンテスキューは、人民の代表者でさえ制約を受けねばならないと考えていた。彼によれば、「国家には常に、出生、富、名誉において際立った」貴族が存

在するが、もし彼らが選挙において人民の中に混在するようになれば、「共通の自由」は隷従と化し、貴族は「自由」の擁護に関心を持ちえなくなる。したがって、「立法における彼らの役割は、彼らが国内で持っている他の優位性に比例すべきである」(a1.30)。

「こうして立法権力は、貴族の団体にも、人民を代表するために選ばれる団体にも委ねられ、両団体は、それぞれ別々に会議と審議をもち、別個の見解や利害を持つであろう。」(a1.31)

ここでは、人間におけるある種の卓越性が「自由」の維持と不可分であること、また多数者による画一化が「分裂」としての多元性を押し潰すことが示唆されている。⁽⁹⁾ 同様の観点は、裁判のあり方についての議論でも繰り返される。モンテスキューによれば、裁判官は、被告人と同じ身分でなければならなかった。なぜなら、権勢のある者は、常に人民の妬みにさらされており、格下の民衆によって裁判が行われるのであれば、権力が濫用され、彼の自由が不当に危険にさらされると考えられるためである (a1.18, 48)。

イングランド国制論が『ローマ人盛衰原因論』と連続する問題意識によって支えられていたことは、第二に、モンテスキューが、イングランド国制を分析する際に用いられた諸概念を用いて、ローマを改めて検討していることから示唆される。彼は、イングランド国制論の中で、執行権力を元老院とその他の役職者に、立法権力のうち貴族院が担当する「阻止する権能」を護民官に、案件の討議を民会あるいは人民全体にそれぞれ認め、それらの相互抑制の有効性を検討するのである。⁽¹⁰⁾

しかし、モンテスキューがイングランド国制論において、『ローマ人盛衰原因論』よりも踏み込んだ△機構▽論的考察を展開している点も、見落すべきではないであろう。彼は、イングランドの「構想」とローマのそれとを比較し、場合によってはローマの中に欠陥すら認めているのである。⁽¹¹⁾たとえば、立法権力の一部を担う護民官が執行権力を抑止することは、ローマでは「重大な害悪の原因」となっていた(1143)。さらに、古代の共和国には、平民が裁判役であると同時に、告発人であるという「誤り」があった(1151)。このように、「自由な国家」の「構想」をめぐる彼の△機構▽論的視座は、ローマの歴史的経験に触発されて展開され、イングランドの国制の観察によってより精緻化された結果、ローマの権力抑制機構すらも相対化しうるものになったのである。商業活動の進展や技芸の普及もたらした諸条件の変化によって、当代のヨーロッパには古代ローマとは別の、有意味で「自由」な世界が存在する余地がある、という彼の確信が、この傾向を促進したと言えるかもしれない。そこで、本章では最後に、イングランド国制論において、『ローマ人盛衰原因論』とは異なった理論展開を遂げている二つの点に着目し、これらの理論展開が、彼の「君主政」概念の形成とどのように結び付くに至ったのかを説明することにしよう。

第一に、モンテスキューは、イングランド旅行とイングランド史の検討とを通じて、当代のヨーロッパにおける君主の必要性を認識するに至っていた。すなわち、当代のヨーロッパの諸国民は、古代ローマ共和政期の市民ほど有徳ではないがゆえに、「自由な国家」の維持にあたって君主を必要とするのである。⁽¹²⁾モンテスキューによれば、イングランドは、内乱にともなうチャールズ一世の処刑によって共和政へと体制転換したものの安定せず、絶えず政体の変更を余儀なくされ、結局のところ「君主政」へと回帰することになった。⁽¹³⁾

「イングランドの共和国は、短期間しか存続しなかった。その期間とは、王党派の打倒の後からクロムウエルの軍事的権力の開

始の前までの間である。クロムウエルの期間は、暴政だった。彼の後、王政復古までの間、一部は暴政、一部は無政府状態であった。⁽¹⁴⁾

君主支配の不在としての各人の「自由」は、党派争いを生むことでかえって秩序の崩壊をもたらし、各人の安全としての「自由」を阻害するという逆説を生んでいる。結局のところ、君主は、この党派争いを抑制することで、「自由」を維持する存在としての意義を持つことになった。モンテスキューによれば、立法府が君主を裁くようになれば、「国家は決して君主国ではなく、不自由な共和国となる」(a146)し、「イングランドに君主がいなければ、イングランド人は今より自由でない」のである。⁽¹⁵⁾ここで彼は、君主を均衡の担い手の一つとして認め、内乱前のイングランド「君主政」を、「自由な国家」のモデルの一つとして、想定していたのである。⁽¹⁶⁾

第二に、以上のような同時代経験に基づきモンテスキューは、イングランド国制論において、『ローマ人盛衰原因論』におけるとは異なった「自由」の定義を試みるに至る。彼は、第一編第六章において、「市民における政治的自由」という概念を提示し、これを「各人が自己の安全について持つ確信から生ずる精神の静穏」(a13)と定義し、後には、この「自由」が法によって確立されている、とも主張するのである。⁽¹⁷⁾ここで彼が主張する「自由」とは、『ペルシャ人の手紙』や『ローマ人盛衰原因論』における、隷従や王の支配に反対し、榮譽欲と結びつけられた独立としての「自由」とは異なり、当代のヨーロッパにおいて実現可能な「自由な国家」を維持しうる人為の適切な範囲を示しているのである。

以上の考察からも示唆されるように、モンテスキューは、この段階で、当代のヨーロッパにおいて実現可能な「自由な国家」に成り立たせる諸条件を認識するに至っていた。彼は、同時代のイングランドに、古典古代の共和国にお

ける「自由人」の卓越した \wedge 徳 \vee と厳格な習俗をもちや期待していなかった。しかし、彼は、君主の存在を容認し、「自由」を「安全」として再定義することで、そこに古代ローマにおけるよりも \wedge 機構 \vee 論上優れた「自由な国家」の「構想」を見出したのである。確かに、イングランド版「自由な国家」も、それを維持する諸条件を無視、あるいは破壊する形で人為が行使されれば、権力の濫用により「自由」が失われ、没落・崩壊の局面にさらされる。その限りで、イングランド国制も、共和国ローマと同じく問題をかかえていた。しかし、「自由な国家」を支える条件は――そして「自由な国家」の「構想」そのものも――、古代と当代とは、全く同じではないことを、彼は認識していた。⁽¹⁸⁾

「自由」に対する人民の過剰な期待にともなう弊害の把握や、それが現実化したイングランドの内乱の経験が、こうした認識を促したとも言えよう。イングランド国制論における「政治的自由」は、当代のヨーロッパにおいて実現可能な「自由な国家」の存続条件に対する彼の認識の深化と、不可分の関係にあったのである。

このように、イングランド国制論においてモンテスキューは、従来の「自由な国家」の「構想」に修正を加えたと云ってよい。とはいえ、ここでの「自由な国家」観の修正は、モンテスキューの「自由」に対する理解の後退を意味するものとは、単純に言い切れない。なぜならこの時期の彼にとって、「自由」とは、それ自体として単独に考察可能なものであり、無邪気に主張しえたりするものではやなく、むしろ、それを実現可能とする諸条件を十分に引きわめた上で主張されるべきものだったからである。したがって、ここで指摘した「自由な国家」観の変化は、当代のヨーロッパにおいて「自由な国家」を支える諸条件を、彼が初期段階以上に明確に認識したこと、の現れと言うべきである。確かに、「政治的自由」に対する言及は、イングランド国制論では未だ断片的なものに止まり、また彼がこの意味での「自由」を全面的に肯定していたか否かについては、議論の余地もあろう。⁽¹⁹⁾とはいえ、この時期以降の彼が、権力の相互均衡や「法の支配」によって成立する「自由」へと関心を寄せていたことは、やはり注目に値する。そし

て、古典古代の「自由」に比べると幾分か穏和な同時代の「自由」に対する彼の認識の形成には、彼の同時代のヨーロッパの諸国家の権力構造、とりわけイングランド国制に対する認識—それが後世の歴史家から見て、イングランドの実状に対する誤解によるものであったとしても—の深化が、一つの無視できない契機となっていたのである。

(1) モンテスキューにおけるイングランド理解は、『法の精神』第一編第六章で完結しない。川出氏が適切にも指摘するように（川出『貴族の徳、商業の精神』二三三頁）、イングランドの非国制的な分析、とりわけ、商業活動と習俗との関連を論じた第一九編第二章は、その大半が中期に執筆された第一編第六章よりもはるか後に書かれたため、イングランドに対するモンテスキューの最終的な判断を示しているとも言える。ただし本稿では、中期段階におけるモンテスキューの思想的営為の検討を主眼としたため、第一九編第二章については言及を控えた。なお、本稿第三章におけるイングランド国制論からの引用で、シャクルトンやグランプレ・モリエールによって一七三四—三八年の秘書の筆跡^eと推定されるもの（Shackleton, “Les secrétaire de Montesquieu”; Grandpré-Molière, *op. cit.* pp. VII, 33-44）については、特に注で断らなう。

第一九編第二章も含めたモンテスキューのイングランド理解を概観したものとしては、川出前掲書第II部第2章、および押村『モンテスキューの政治理論』第七章、特に二九八—三〇六頁が参照されるべきである。特に川出氏は、第一九編第二章の分析によって、イングランドにおける「商業の精神」のさらなる浸透と両立しうる「新たな政治的自由」の存立可能について、モンテスキューが「はつきりとした結論を出していない」と理解する（川出、前掲書、二二七頁、なお類似の理解としてグランプレ・モリエールの見解（Grandpré-Molière, *op. cit.* pp. 332-333）も参照）。筆者も大筋では、川出氏の理解に賛成である。

(2) 『ローマ人盛衰原因論』第一六章、OC, *Pleiade*, II, p. 156.

(3) すでにモンテスキューは、『ローマ人盛衰原因論』の第一六章において、古代ローマ帝政期と当時のヨーロッパとの間におけるこの権力の扱われ方の違いに言及している。彼によれば、帝政期ローマでは、皇帝の尊厳が政務官職全てを束ね、かつ各役職者は全て皇帝の名において判決を下したため、皇帝の権力がしばしば暴政的な外観を呈していた。これに対してヨーロッパの君主は、立法者である場合でも、執行権力を持たなかったり、裁判官ではなかったりして、帝政期ローマに比べれば

ば、権力集中に伴う権力濫用から免れていたとされる。これと類似した記述は、イングランド国制論にも見られる。

「ヨーロッパの大部分の王国において、政体は制限的である。なぜなら、君公は、最初の二つの権力〔立法・執行権力〕を持つが、第三の権力〔裁判権力〕の行使を、その臣下に委ねるからである。」(p.11、括弧内引用者)

なお、後述するように、イングランド国制論においては、他のヨーロッパ諸国とは異なり、立法権力が君主に帰属しない。

(4) モンテスキューによれば、裁判権力の、常設の組織や特定の個人への付与を避ければ、人々は、裁判職を担う具体的個人を恐れるのではなく、裁判役職そのものに対する恐れを抱くことになる (p.113)。また、判決に裁判官の個人的見解を混交させることは、この権力を裁判官個人に一体化する恐れを生むため、「判決は、法の正確な文面以外のものでは決してないというほどまで、固定されていなければならない」(p.113)。そして、法の適用が実務上厳格に過ぎるといふ難点が生じた場合には、立法府の一部(貴族院)が、当該場合に限って法を緩和する旨の宣言を行うことで、これを是正するという措置も認められた (al.49)。

なお、川出氏は、モンテスキューがイングランド国制論において主張した「裁判権力の独立」を、「市民状態」における「市民的自由」の享受の制度的条件であると指摘する(川出良枝「主権国家と市民的自由―モンテスキューの戦い―」佐々木毅編『自由と自由主義―その政治思想的諸相―』東京大学出版会、一二三―一四八頁、一九九五年)。ただし、イングランド国制論において展開された裁判権力の性格は、『法の精神』のこれ以外の記述と整合的とは言えず、フランス「君主政」における裁判権力と、いわゆる「市民的自由」との関係については、別途検討する必要がある。本稿第三章の注(17)も参照。

この点につき、押村氏は、イングランド国制論とフランス「君主政」論における裁判権力観の違いを、モンテスキューが、後者の「裁判権を法院貴族の専管にする」という見解を放棄し、前者へと移行した、すなわち、「裁判権を身分特権と分離し、中立化しようとした」と解釈する(押村前掲書、二七七、二七九―二八〇頁)。押村氏のそれぞれの裁判権力に対する説明に筆者は概ね賛同するし、氏の、イングランド国制論が執筆されるに至る伝記的事実の指摘にも大いに示唆を受けたが、氏の解釈は、両論の執筆時期の相違を看過しているように見受けられる。

(5) 周知の通り、モンテスキューの三権力論は、アメリカ合衆国におけるいわゆる「三権分立」の教義とは異なる。ただし、川出氏が明快に整理しているように(川出、『貴族の徳、商業の精神』二〇九―二七頁)、イングランド国制論のうち、三権力の機能的分立の側面と、身分間の相互抑制の側面とのいずれがモンテスキューにとって重要であったのか、という点をめぐっては、研究者の間でも解釈が分かれる。

たとえば、シャクルトン¹⁶は、イングランドで一六四二年に公刊された『両院の一九ヶ条の提題に対する国王陛下の回答 (*His Majesty's Answer to the Nineteen Propositions of Both Houses of Parliament*)』を根拠に、身分制的な混合政体論が、三身分間の調和と国王大権の擁護を特徴とするのに対し、権力の機能的分立論が、権力の不信に基づき抑制と均衡による自由の確保を主張するであると述べている。彼は、このように両論を厳密に区別した上で、後者の機能的分立の側面を重視する立場から、モンテスキューの立論にボーリングブルッグの影響を認めている (Shackleton, "Montesquieu, Bolingbroke, and the Separation of Powers", in *French Studies*, No.3, 1949, pp.25-38; *idem*, *Montesquieu*, 1961, pp.298)。これに対し、クラムニックは、モンテスキューにおけるボーリングブルッグの影響を認めつつも、シャクルトンが混合政体論を狭く理解しすぎている、と批判する。クラムニックによれば、シャクルトンが権力の機能的分立論の特徴としたものは、ポリビウスやマキアヴェッリの混合政体論にも見出すことができ、ボーリングブルッグにおいても両論は厳密に区別されない (Issac Krannick, *Bolingbroke and His Circle: The Politics of Nostalgia in the Age of Walpole*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1968, pp.140-150)。

また、グランプレ・モリエール¹⁷は、モンテスキューにおける機能的分立の中でも、裁判権力については、イングランド国制論の原形とされる「政治的自由」論（一七三六年頃）の中に、アリストテレスの影響を読み取ろうとする。彼によれば、モンテスキューは、評議・統治・裁判の三つの部分から国制が構成されるというアリストテレスの議論（『政治学』第四卷第一章、一二九六b-一二九八a）などを通じて、アテナイの民衆裁判所とイングランドの陪審制との類似性、および、これらの制度と「自由」の維持との関連性に着目した。モンテスキューは、これを一つの契機として、イングランド国制の分析に向かったとされる (Grandpré-Molière, *op. cit.* pp.128-133, 319-320)。ただし、グランプレ・モリエールによれば、最終的にモンテスキューは、立法・司法・執行権力の機能的な分立を、抽象的なカテゴリーに止め、実質的にはそれぞれの「君主政」に存在する諸権力（人民、貴族、君主）が、相互に抑制されるように組み合わせられている点を重視した (*ibid.* pp.327-331)。

なお、川出氏は、グランプレ・モリエールやポステイリオラ (Alberto Postigliola, "En relisant le chapitre sur la Constitution d'Angleterre", en *Cahiers de Philosophie Politique et Juridique*, No. 7, 1985, pp.9-28; *idem*, "Sur quelques interprétations de la séparation des pouvoirs chez Montesquieu", en *Studies on Voltaire and the Eighteenth Century*, Vol. 154, 1976, pp.1759-1775) といった後者の身分制的側面を重視する解釈に傾いているようである (川出前掲書、二二二-二二三頁)。筆者も筆跡¹⁸と推定される部分の記述を見る限り、同じ見解に立つ。なお、グランプレ・モリエールによれば、『法の精

神』第一編第六章冒頭第三段落までの機能的分立の議論は、イングランド国制論の大半が書かれた一七三四―三八年頃の秘書の筆跡^eではなく、一七三九―四一年頃の秘書の筆跡^gである。他方で後出の、身分間の相互抑制の側面の強い第五―五六段落の記述は、彼によれば「恐らく」一七四三―四六年ごろの秘書の筆跡ⁱであろうとされる (Grandpré-Molière, *op. cit.* p. VII, 33, 41)。このように、第五―五六段落は、中期段階に執筆されたとは言いがたいようであるが、内容的に見て中期に書かれた部分の実質的な要約に相当すると思われるので、敢えて本文中に掲げた。

また川出氏は、イングランド国制やフランス「君主政」を形容するのに、モンテスキューが古典古代に由来する△混合政体▽という用語を採用しなかった理由として、これらの政体を「ゲルマンの諸民族の慣習に由来する、純粹にヨーロッパの制度であると考えていた」ことを挙げる(二一四頁)。また、グランプレ・モリエールは、第一編第八章における「ゴシック政体」の記述などから、モンテスキューが「共和主義者」から「君主主義者」に転じたと断定する (Grandpré-Molière, *op. cit.* p. 226, 330)。確かに、『法の精神』を執筆した後期段階のモンテスキューについては、このような解釈も成り立つ。しかし、本稿第二・三章で示唆したように、少なくとも中期段階におけるモンテスキューは、―古典古代と当代のヨーロッパとの諸条件の違いを認識しつつも―古代ローマの共和国とイングランド国制とを、△機構▽論的視座から、かなりの程度連続的に捉えていた。本稿第二章の注(21)にも明らかのように、モンテスキューが△混合政体▽の観念を知っていながらその用語に訴えなかった理由として、検閲の厳しい当時のフランスの出版・言論事情に配慮した結果として、自主規制を行ったためのようにも思われる。ただし、本稿では、『法の精神』執筆の過程で彼が「君主政」と「共和政」とを概念上どのように分化させていったのか、という論点について十分に検討していないので、後期モンテスキューにおけるこの理由付けの妥当性については、留保せざるをえない。なお、△混合政体▽については、本稿第三章の注(6)(16)も参照。また、押村氏は、川出氏や筆者とは解釈を異にし、イングランド国制を「君主政」と「共和政」の「混合政体」として、フランス「君主政」を―三身分間の協調の重要性を認めつつも―純粹政体として解釈しているようである (押村前掲書、二七八頁)。

(6) 後にモンテスキューは、イングランド国制論に隣接する第一編第八章において、「我々が知っている諸君主政の最初の見取図」として、「人民の市民的自由、貴族と聖職者の特典、国王の権力がよく協調を保った」「ゴシック政体」を紹介している。また、同第一二章において、ローマ初期の「王政 (gouvernement des rois)」を、「君主政的、貴族的で、民衆的」な国制であり、権力がよく調和していたが故に、「妬みも争いもなかった」と賞賛するようになる。

(7) 後にモンテスキューは、イングランド国制論に隣接する第一編第一六章「ローマ共和政における立法権力」において、

平民が貴族の特権を剝奪しただけでなく、貴族や元老院を立法権力から排除した事態を、「自由の錯乱」として厳しく批判している。そして以上の平民の暴走に対し、戸口総監や元老院が規制を加えたことを好意的に紹介している。また、モンテスキューは第一編第二章において、人民が望むことを行っている状態を「人民の力」であつても「人民の自由」ではないとし、両者の混同を戒めてさえている。さらに、第七編第一四章には、次のような記述がある。

「もし、諸君が、心の動きを自由に放任しておくなら、諸君はどうして精神の数々の弱点を抑えることができようか。」なお、モンテスキューの人民に対する不信の念については、押村前掲書、二七三―二七九頁も参照されたい。

(8) 確かに、モンテスキューは、「立法権力に属することは、一人よりも多くの人によって、よりよく決められる」ことを認め (a1.36)、また、貴族院がもっぱら自らの個人的利益を追求して人民の利益を忘れがちであるため、庶民院に対し貴族院を「阻止する権能」を与えるべきことも認めている (a1.34)。さらに古代の共和国で「自由な魂を持つと見られるあらゆる人間が自分自身によって支配されるべき」と考えられていたことも指摘する (a1.23)。したがって、彼の立論は、人民による権力行使に対する一方的な阻止を目指したものではない。その限りにおいて、イングランド国制論は、『ローマ人盛衰原因論』よりも中立的な立場で書かれたと言えるかもしれない。しかし、モンテスキューは同時に、人民の権力への参与が無制限であるべきとも考えていなかった。イングランド国制論において後に加筆された部分には、人民の政治参加を制限しようとする傾向を窺うことができる。たとえば、一七四〇―四三年頃の執筆が推定される箇所には、「自分自身の意思を持たないと見なされるほど低い身分にある者」が投票権から除外された (a1.27) とある他、適格な代表者を選出する能力だけを人民に認めていた点で、アリストテレス的な前提に立った議論も、次のような形で展開されている。

「人は、自分の都市の必要を、他の都市の必要よりもはるかによく知っているし、自分の隣人の能力を、隣人でない同国人の能力よりもよりよく判断する。それゆえ、立法府の構成員は国民という団体から一般的に選出されるべきではなく、むしろ、主要な場所ごとに、住民が自らのために一人の代表者を選ぶのが適切である。」 (a1.23)

同様の見解は、既に『ローマ人盛衰原因論』の第八章の原註の中の、平民が政務官を自らの中から選ぶ権利を獲得したにもかかわらず、やはりそれを貴族 (patriciens) から選出した、という記述にも見出すことができよう (OC, *Pléiade*, II, p.113)。なお本文中で参照した、第二四・二八段落は、一七四〇―四三年頃の秘書の筆跡 h の部分を含むが、内容的に筆跡 e の部分と連続しているため、本文中で取り上げた。

(9) モンテスキューは、第八編第六章において、人民が元老院や役職者からその職務を剝奪するとき、民主政は消滅し「万人

による専制政治」が生じるとする。

(10) この他にも、モンテスキューは、軍隊を立法権力ではなく執行権力に直属させるべきである、と主張した上で、執行権力が抑圧的にならぬよう、共和政末期の「マリウスの時代までのローマにおけるように」、軍隊が人民と同じ精神を持たねばならないとする (al. 61)。また後に、『法の精神』第一編第一章において彼は、十人衆が三権力を独占した時、ローマは「共和国の繁栄状態において、突如として自由を失った」とする。

(11) 古典古代の共和国の欠陥を指摘する傾向は、イングランド国制論のうち後に書き加えられた部分にも散見される。たとえば、ローマの平民には、何らかの執行を要求する能動的決議権が認められているという「一つの大きな欠陥」があった (al. 28 筆跡 h、一七四〇―四三年)。また、古代の共和国では、人民全体が討議に参加するという「重大な不都合」(al. 28 筆跡 h) が存在した。この難点は、執行権力が提案し立法権力の討議に加わることで、是正された (al. 58 筆跡 l、一七四三―四六年)。さらに、ローマでは、執行権力が立法に対して「阻止する権能」を持っていなかったがために、共和国は変質せざるをえなかった (al. 54 筆跡 l)。

(12) 他にも一七三〇年代中盤に執筆されたと推定される『わが所感』には、次のような記述が見られる。
 「ウイリアム王は論争の中で、王に『しかし、陛下、共和国を樹立しようという動きがあるやもしれません』と主張する者に対して、いつもながらの冷静さで、次のように答えた。『ああ！それは私の恐れていることではない。汝等はそれができるほど立派な (honnêtes) 人間ではない。』けだし名言である！そして私は、一人の王がそう語ったことに、まさに驚いている。そのうえ、『その王が』新たな創造を行った王だった事にも。ある共和国を作るのには、徳と公共善への愛が必要である事を、彼は熟知していた。それゆえ、クロムウェル以降、一日として共和国が作られえなかった。八日ごとに政体が変更された。各人は己の利益しか考慮にいれなかった。最終的には、王が呼び戻されねばならなかった。』 (Mes Pensées, 1203 (1669) 括弧内筆者)

(13) Mes Pensées, 918 (1795) の部分の執筆は、一七三四年頃と推定される。また、後にモンテスキューは、『法の精神』第三編第三章で次のようにも論じている。

「前世紀において、イングランド人は自分たちの間に民主政を確立しようとして甲斐のない努力をしたが、これは全くたいした光景であった。事件に参与した連中は、まったく徳を持っていなかったし、彼らの野心は一番思い切った事を行った人「クロムウェル」の成功に刺激されていたし、ある党派の気風 (esprit) は、他の党派の気風によってしか

抑えられなかったという有り様だったので、政体は絶えず変化していた。人民は驚いて民主政を探し求めたが、どこにもそれを見いだせなかった。結局、多くの変動や衝突や動揺の後、かつて排斥した当の政体に落ち着く他はなかった。」（括弧内原註に記載）

なおこの箇所の執筆時期は、シャクルトンによって一七四一―四三年頃と推定されている。

(14) *Mes Pensées*, 372 (1667). なお、執筆時期は、一七二九年末頃と推定される。

(15) *Mes Pensées*, 655 (674). 執筆時期は、一七三一年夏と推定される。なお、本文中の「不自由な共和国 (une république non libre)」という表現は、グランプレ・モリエールによると、原稿段階で、「不完全な (impartaite) 共和国」と修正されたこともあったが、最終的には、「不完全な」は線を引いて消され、「不自由な共和国」に落ち着いた (Grandpré-Molière, *op. cit.*, p. 41)。なお、政体の「完全性 (perfection)」については、本稿第二章の注(21)も参照。

(16) 後にモンテスキューは、タキトゥスの『ゲルマン人の習俗について』第一章の「小さな事柄にかんしては首長たちが、大きな事柄にかんしては万人が審議する。ただし、その自由な決定が人民に属する事柄でも、あらかじめ首長たちの間で精査されることが条件である (De minoribus rebus principes consultant, de majoribus omnes; ita tamen ut ea quoque, quorum penses plebem arbitrium est, apud principes pertractentur)」を引き合いに出しながら、イングランドの政治体制がゲルマンの「森の中」に由来すると指摘し (al.67―一七四三―四六年頃の秘書の筆跡)、内乱期に『オセアナ共和国 (The Commonwealth of Oceana, 1656)』を著したハリントン (James Harrington) について、次のように論じている (なお、以下の段落は、モンテスキュー自身の筆跡と、筆跡―による)。

「ハリントンもまた、彼の『オセアナ』において、ある国家の国制が到達しうる最高度の自由がいかなるものであるかを検討した。しかし、彼はこの自由を見逃した「内乱による国王の処刑」後になって探し求め、ビザンティオンの岸を目の前にしてカルケドンを建設したと言えよう。」(al.71、括弧内引用者)

ただし、モンテスキューは、ハリントンが「機構」論的視座から構想した「混合政体」―元老院が討議・提案し、民会が決議する―が、「自由な国家」であること自体には―同時代のイングランドにおける実現可能性についてはともかく―、反論を加えていない。ハリントンが「古代の知恵」と「現代の知恵」とを明確に区別し、「古代の知恵」に基づいて「自由な国家」を構想していたのに対し、中期段階におけるモンテスキューは、両者を決定的に区別することがなかったと言えよう。なお、ハリントンの「古代の知恵」と「現代の知恵」については、以下のものも参照。福田有広「歴史の中のユートピア―マシユ

ウ・レンのハリントン批判について』『自由と自由主義』九七一―二二頁所収。Arihiro Fukuda, *Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars*, Oxford: Clarendon Press, 1997. 福田氏によれば、ハリントンは△混合政体▽論を、ポリュビオスのように暴政の阻止という目的ではなく、無政府状態の阻止という目的のために展開したとされる。他方、本稿で示したとおり、モンテスキューは「自由な国家」を「構想」するにあたって、『ペルシャ人の手紙』に至る初期段階では、君主の専制化の阻止を主たる目的としていたが、中期になってからは、平民・人民による下からの専制化と無政府状態の阻止にも理論的関心を向けるようになった、と言えよう。また、本稿第三章の注(7)も参照されたい。また、△混合政体▽論の系譜については、鈴木朝生『オシアナのCOMMONWELLS』における△共和政体▽論―ハリントンと共和主義のコンテクスト―(一)、『東京都立大学法学会雑誌』第三八巻第一号、一九九七年七月、三七三―四二五頁も参照。鈴木氏は、△混合政体▽論を、一人、少数、多数、換言すれば、△君主政▽的要素、△貴族政▽的要素、△民主政▽的要素の三要素から構成されるものと、△君主政▽的要素を排除し後二者のみによって構成されるものに区別しているようである。ただし、筆者の見るところ、モンテスキューにおける両者の差異は、必ずしも判然としないが、総じて、後者の△混合政体▽論から、前者の、△君主政▽的要素を加味したものへと移行しているようである。なお、本稿第三章の注(6)も参照されたい。

(17) ここでモンテスキューの言う「市民における政治的自由」については、後に隣接する第二二編第一章において、「自由は安全にあり、あるいは人が自己の安全についても確信にある」とも表現され、三権力の一定の配分によって形成される「国制との関係における政治的自由」とは概念上区別される。ただし、この「市民における政治的自由」の記述は、イングラント国制論の中では断片的なものに止まり、ここでの論述の中心は、結局のところ、後者の「国制との関係における政治的自由」にある。つまり、イングラント国制論で論じられる「自由」とは、『ローマ人盛衰原因論』におけるのと同様、国内の多元的秩序が権力の相互均衡によって保持された結果、「市民が「他の」市民を恐れることのない」(at:3 括弧内は一七四八年版では、△un autre▽ではなく△un▽、Grappé-Molière, *op. cit.* p.33) 政体が生み出されるというものである。とはいえ、「国制との関係における政治的自由」にかんしても、権力の相互抑制による多元的秩序そのものというよりも、むしろそうした秩序の結果として保持される各人の安全に力点が置かれているとも読める。また、構成員の生命や財産の保全是、『ローマ人盛衰原因論』においても「自由」の重要な側面であった。同書第一章では、同胞市民から財産を収奪したスラが、自分の軍隊の兵士にこれを分配することで、己の党派内部の支配従属関係を強化したことが批判されている。

さらに、グランプレ・モリエールの指摘によれば、イングランド国制論の第三段落における「市民における政治的自由」は、原稿段階では「政治的安全 (sureté)」とも書かれ、また「市民における (dans un citoyen)」という表現は、当初はなく、後に書き加えられたものであった。この段落の記述が一七三九一年頃の秘書の筆跡gであることから、モンテスキューが「自由」の定義をめぐってかなり後の段階に至るまで葛藤していたことが窺われ、このことが、『法の精神』におけるいわゆる「市民的自由」と「政治的自由」という区別の曖昧さにも影響を与えていると思われる。また、第六九段落の「法の支配」と「自由」とを結びつけた記述は、一七四三―四六年頃の秘書の筆跡1である (idem, pp.33, 43)。なお、「政治的自由」をめぐる両概念および「自由」と「安全」との微妙な関係については、『法の精神』におけるイングランド国制論以外の部分のテキストも踏まえ、稿を改めて論じることにはしたい。また、川出『貴族の徳、商業の精神』第II部第4章の二「政治的自由」と「市民的自由」の他、以下の論考も参照されたい。高濱俊幸「十八世紀末イギリスにおける自由論の諸相―比較文化的視点からの考察―」『東京都立大学法学会雑誌』第三八巻第一号、一九九七年七月、四二七―四八四頁。

(18) たとえば、本稿第三章の注(10)でも指摘した、軍隊を執行権力に直属させた場合の、この権力の暴走を阻止する具体的方法について、モンテスキューは、「世界王国」論における古代と当代の軍隊の違いを前提としつつ、二通りのものを提示している。まず、共和政期ローマのように、軍隊に属する者が十分な財産を持ち他の市民に対して己の行動の責任を負いうる場合、一年に限って兵役に就くようにさせるべきである。他方、当代のヨーロッパのように、常備軍を持ち、兵士が国民の最も卑しい部分から構成される場合には、立法権力の意向によって常備軍を即座に解体できるようにし、市民の生活から離れた野営地や兵舎を設けず、兵士が市民と一緒に住むようにすべきである (al.61)。

(19) モンテスキューはイングランド国制論の最後の箇所のように論じている。なお、この箇所の執筆は、一七四三―四六年頃の秘書の筆跡1とされる (Grandpré-Molière, op. cit. p.43)。

「イングランド人が現にこの自由を享受しているか否かを検討することは、私の任ではない。私としては、その自由が彼らの法によって確立されていることを述べれば十分であって、それ以上のことは求めないのである。

そのことによって、私は他の諸政体をけなすつもりも、この極度の政治的自由が穏健な自由しか持たない人々に屈辱を与えるべきだと言うつもりも全くない。理性の行き過ぎさえも必ずしも望ましくないとはいえず、人間はほとんど常に極端よりも中庸に満足するものだと思う私が、どうしてそんなことを言うであろうか。」 (al.69-70)

おわりに

最後に、本稿における検討の結果を、示すことにしよう。

まず、モンテスキューは『ヨーロッパにおける世界王国にかんする省察』において、自らの生きたヨーロッパを、中規模国家が並存する世界で、その内部では「法の支配」が成立し、権力が制限的に行使されることで、「自由」の確保が可能な世界、として描いた。彼のこうした理解の背景には、当代のヨーロッパでは、商業活動の進展や技芸の普及によって、特定の国が古代ローマのような領土拡大を行えなくなったという確信があった。

確かに、初期段階においてモンテスキューは、△徳▽論的視座から、名誉を重んじる封建的な貴族の「自由」を、古代の有徳な市民の「自由」と重ね合わせて論じるという手法をとっていた。しかし、中期になると彼は、△徳▽をともなつたローマの偉大化を、同時代ではもはや再現できないものとした。人々に有徳さは期待できず、またその△徳▽の前提たる軍事的活躍を可能とする国際的諸条件も喪失してしまっている。商業活動の進展にともない、今やヨーロッパ諸国は相互に緊密な関係をもっており、古典古代におけるような偉大な事業を行おうとすれば、「自由な国家」の「構想」を破壊する権力の濫用となりかねない。

事実、古典古代の英雄を想起させる試みはことごとく現実によって裏切られているように、モンテスキューには思われたであろう。ローマの偉大化に倣おうとするルイの「世界王国」の試みは、ローマの偉大な「自由」を再現するどころか、むしろ逆にヨーロッパ世界の「自由」に対する脅威となってしまう、諸外国の反発を受けて失敗した。また、ジョン・ローは、経済の実体を考慮せずに想像力によって経済・貨幣秩序を組み替え、国内の階層秩序を混乱さ

せてしまった。さらに、海峡の向こう側では、クロムウエルが、君主を打倒し共和国を打ち立てたが、イギリス人達は「自由」を持って余り内乱を引き起こしてしまった。このように、古典古代における偉大な「徳」と各人の独立としての「自由」との幸福な結合は、今や著しく困難になったのである。モンテスキューの生きた時代は、彼の見るところでは、有徳な「自由人」の英雄的活躍が期待される時代ではなく、むしろ、「徳」を失った人為が及ぼす悲惨な帰結についての自覚が要求される時代であった。英雄の時代はもはや終わりを告げたのである。¹⁾

とはいえ、以上の同時代認識は、古代ローマ共和国の歴史的経験そのものを無意味とすることには、決してつながらなかった。『ローマ人盛衰原因論』におけるモンテスキューの「自由な国家」をめぐる議論は、依然として古典古代の共和国ローマに準拠して展開されたのである。ただし、この時期の彼は、古代ローマを論じるにあたって、「自由な国家」を構成する市民の道德的基礎に着目する「徳」論的視座よりも、むしろ古代ローマを「自由な国家」たらしめ、各人の「徳」を可能たらしめた様々な制度的工夫や外的諸条件を読み解こうとする「機構」論的視座に基づくようになっていた。彼によれば、ローマの共和国は、国家規模の急速な拡大によって、「自由」の前提条件たる国内の「分裂」状態が永続しなくなり、無思慮な平民の暴走によって特定の個人への権力集中を招き、暴政へと移行し「衰退」への道を歩まざるを得なかった。彼は、以上の古代ローマ史の経験から、ある国家が繁栄の状態にある場合には、その繁栄を支えた既存の「構想」を維持することが、政治的に重要であると認識するに至り、この「構想」を維持するために、特定の個人や団体による権力行使が突出しないよう、権力を分割し、相互に抑制させる制度的工夫の重要性を認識するに至るのである。

さらに、モンテスキューは、以上の「機構」論的視座を、イングランドの経験を踏まえて精緻化した。古代ローマ

のような「徳」を欠いている場合であっても、君主を権力の抑制・均衡の担い手の一つとし、「自由」を「安全」として再定義することによって、彼は、当代のヨーロッパも、古代ローマとはいささか異質であるがそれに匹敵する「自由な国家」として存立しようとした。その上で、彼は、当代のヨーロッパにおける既存の秩序を脅かす人為的介入を、「自由な国家」の「構想」に対する脅威とした。彼にとって重要だったのは、「運命」の気紛れを乗り越えて「自由な国家」を新たに創出することではなく、むしろ、ヨーロッパ秩序の中に既に存在する——と彼が確信する——「自由な国家」の「構想」を脅かす行為を最小限度に食い止める制度的工夫とはどのようなものであるか、という課題に取り組むことであった。

したがって、中期モンテスキューの知的営為は、一定の形式の維持に有為な政治的活動を限定することによって「自由」を確保しようとするものであった、とも言えるであろう。これは、その後『法の精神』へと受け継がれていくのみならず、実は既に、この段階におけるモンテスキューのローマ史評価の中にも見出すことができる。彼と同じく共和国ローマにおける貴族と平民の「分裂」を「自由」の条件とした思想家に、マキアヴェッリが挙げられるが、マキアヴェッリが平民の「自由」が発揮される「拡大するローマ」を賞賛したのは対照的に、モンテスキューが理想としたのは、平民の活力を前提としつつも、彼らによる「自由の錯乱」が貴族や元老院によって阻止される寡頭政的な統治構造が永続する「拡大しないローマ」であったからである。⁽²⁾ しかも彼は、「世界王国」が不可能だとする論稿を、『ローマ人盛衰原因論』と同時に出版する予定であった。この事は、古代ローマに関する彼の歴史叙述が、単に歴史的な議論にとどまらず、むしろ当時のヨーロッパ国際秩序における既存の枠組を肯定するという実践的含意を伴っていたことを示している。⁽³⁾

モンテスキューのこのような思想形成過程の中で、これまで検討してきた「世界王国」論、『ローマ人盛衰原因論』、そしてイングランド国制論は、初期における古典古代に依拠した「徳」論的視座の相対化を明示しているという意味では、彼の政治思想における一定の転換を示す著作群と言える。彼は、同時代における商業活動と技芸の進展にかんする新たな知見と、政体規模の「自由」に及ぼす影響へのより深い理解を得、古代ローマやイングランドの権力構造に対する知的格闘の中で「機構」論的視座を確立するに至った。そして彼は、この視座に基づき、当代のヨーロッパにおいて維持可能な「自由な国家」を「法の支配」と両立するものとして認識した。以上の知的過程の中で、初期の著作に見られた古典古代の有徳な市民に準拠する姿勢が相対化されていったのに並行して、「君主政」概念が、モンテスキューの政治思想の中の核心部分となっていくのである。

他方、モンテスキューの「機構」論的視座自体、古代ローマの経験から導き出されたという事実が示唆するように、この時期における「自由な国家」をめぐる彼の「構想」は、古典古代と当代ヨーロッパとを決定的に分かつものでもなかった。確かに、イングランドに彼が見出した「自由な国家」の新たな「構想」は、当代のヨーロッパと古代ローマとの間に横たわる諸条件の違いや、ヨーロッパが積み重ねてきた歴史的経験にかんする認識を踏まえたものであった。しかし、彼がヨーロッパを「自由」たりうると確信したのは、古代ローマの「自由な国家」の「構想」に近いものを、当代のヨーロッパの中に見出したからでもあった。また、彼が「世界王国」に反対したのは、商業活動と技芸の進展という同時代の経験を踏まえていたことに加えて、古代ローマ史研究によって領土拡大を「自由」喪失の原因と捉えるに至ったためでもあった。つまり、彼の「機構」論的視座は、後の主著『法の精神』においてフランスの「君主政」を論じる際に積極的に展開されることになるが、この段階では、古代と同時代とを決別させるものではなかったのである。

しかも、モンテスキューは、依然として中期段階においては、「君主政」という用語を積極的に使用しなかった⁽⁴⁾。したがって、彼が『法の精神』において、古典古代の世界と同時代のヨーロッパの世界を「共和政」と「君主政」という二つの概念に結実させるに至るには、この後にさらなる知的格闘を続けねばならなかった、と言えよう。つまり、「君主政」概念の形成過程とは、同時に、同時代のヨーロッパとは区別された古典古代の世界を「共和政」として概念化させる過程でもあったのである。そして、この過程の中で彼は、 \wedge 機構 \vee 論的視座とともに、初期著作で典型的に見られた \wedge 徳 \vee 論的視座も、結局のところ「君主政」論において放棄することはなかったように思われる。そこで、後期の主著『法の精神』において、彼が、初期と中期における二つの視座をどのように統合し、また、古代と同時代とをどう区別するに至ったのかを検討することが、筆者の次の検討課題となる。

(1) ただし、本稿第二章注(3)などで指摘したように、古典古代の英雄的行為が、モンテスキューにおいて完全に否定されることはなかった。この点は、活動的市民の理念を強調する人文主義的傾向に敵対したパスカルやモンテーニュと対照的であろう。なお、参照、宇羽野明子「モンテーニュの政治思想の位相——「栄光」観の転回をめぐって——(一・二完)」『法学雑誌』(大阪市立大学) 第四二巻、第一号、一〇六一—四七頁、第二号一一三—一五六頁、一九九五年九・十一月。

(2) クライツによれば、ルイ一四世の治世においては、批判的歴史分析を行うこと自体が、ルイの絶対主義と暗黙裡に対立するものと判断されていた。歴史や法にかんする学問的議論は、当時、容易に同時代的含意を持ちえたためである。また、王の権威は、王権を擁護する側にとって、歴史的議論の中に置かれるよりも、ボシュエのように聖書の啓示や、何らかの神秘の中で解釈されることが望まれた。したがって、少なくともルイ一四世の治世下では、歴史に関する出版は困難であった。このような状況を摂政期になって打開したのが、ジャン・バティスト・デュボスの『ゴール地方におけるフランス君主政の確立にかんする批判的歴史』(*Histoire Critique de l'Établissement de la Monarchie Française dans la Gaule*, 1734)であった。この著作は、王権の擁護をフランス史に依拠しながら行った点で、この時期においては画期的著作であり、以後歴史書が一

つのブームとなったとされる (Klatis, *op. cit.*, pp.190-93)。このような時代状況において、モンテスキューの『ローマ人盛衰原因論』と「世界王国」論が、ローマ史に依拠するという間接的な方法ながら、王権のあり方に対して批判的な言説を展開したことの意味は、大きかったかもしれない。この点についての検討は、今後の課題としたい。なお以下の研究も参照。北川正夫「モンテスキューのフランス君主政論—歴史解釈を手がかりとして—」『東京都立大学法学会雑誌』第三七巻、第二号、一九九六年、七五—一三三頁。

また、古代ローマ史に対する知的態度と同時代における国際秩序観との関連は、モンテスキューに限って指摘されることではない。たとえば、ヒュームが、ヨーロッパの国際秩序にかんして勢力均衡論を提起した際に、拡大路線を採用した古代ローマの事例を絶対視しないよう警告した点も、同様の議論の文脈で理解することができよう (David Hume, *Of the balance of power*, 1752, in Knud Haakonssen (ed.), *Political Essays: Cambridge Texts in the History of Political Thought*, Cambridge: Cambridge University Press, 1949, pp.154-160 「勢力均衡について」小松茂夫訳『市民の国について(上)』所収、岩波文庫、一九五二年、二四項以下)。ただし、ここでのヒュームの眼目は、イングランドの対外政策を誤らせる原因となる過剰な反フランス感情を、諫めることにある。なお、イングランドにおける「世界王国」批判に対するヒュームの対応については、次のものも参照されたい。John Robertson, "Universal Monarchy and the liberties of Europe: David Hume's Critique of an English Whig Doctrine", in Nicholas Phillipson and Quentin Skinner (eds), *Political Discourse in Early Modern Britain*, Cambridge: Cambridge University Press, 1993, pp.349-373.

さらに、「二つの大共和国の成員である」というモンテスキューのヨーロッパ観は、後のギボンの『ローマ帝国衰亡史』第三八章「西ローマ帝国崩壊の概観 (General Observations on the Fall of the Roman Empire in the West)」の中にも、「ヨーロッパをほとんど同一水準の文化と教養とを有する諸民族からなる一大共和国と見る」という形で繰り返される。ローマ帝国の衰亡を拡大と専制化に求めたギボンが、同時代についてモンテスキューと類似の世界観と文明観を表明しているのは、興味深い (Edward Gibbon, *The Decline and Fall of the Roman Empire*, Oliphant Smeaton (ed.), Everyman's Library, No.474, Volume Four, p.107, 村山勇三訳、第五巻、岩波文庫、一九五四年、四〇四頁)。なお、これとの関連で、ギボンについてのポーロックの記述も参照。J. G. A. Pocock, *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge: Cambridge University Press, 1985, p.148-9 (田中英夫訳『徳・商業・歴史』みすず書房一九九三年、二七七・二七九頁)。

(3) 本稿第二章注(15)を参照。

(4) 例外的に『ローマ人盛衰原因論』の第二三章には「アウグストゥスの全ての行動、全ての法制は、明らかに君主政の確立を目指していた」という表現がある。しかしここでの「君主政」とは、当該箇所原注でモンテスキューが示唆するように、一者しかも「民主政治を覆す」「暴君」による支配の意味を持つのであって、『法の精神』における「君主政」と同様の意味内容を持つとは考えにくい。

*本稿は、九州大学に提出した学位請求論文の一部に、加筆・訂正を行ったものである。なお、学位請求論文の執筆過程(平成五―七年度)において、文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励金)の助成を受けた。